「とっとり大周遊キャンペーン」企画・運営業務委託プロポーザル実施要領

「とっとり大周遊キャンペーン」企画・運営業務委託について、公募型プロポーザル方式によって以下の とおり業務の受託業者を選考する。

1 業務の概要

(1)業務の名称

「とっとり大周遊キャンペーン」企画・運営業務委託(以下「本件業務」という。)

(2) 業務の目的

「2025 大阪・関西万博」の開幕に合わせて「とっとり大周遊キャンペーン」を展開し、関西圏をはじめ全国に向けて本県の魅力や本キャンペーンの情報を発信することにより、本県への誘客促進と本県全域への周遊促進を図ることを目的とする。

(3)業務の内容

別添「仕様書」に基づき、以下の業務を行う。

- ア 「とっとり大周遊キャンペーン」の企画・運営・実施
- イ 「とっとり大周遊キャンペーン」のポスター等 PR ツール類の制作
- ウ 「とっとり大周遊キャンペーン」の特設WEBサイトの制作・運用
- エ SNS広告の実施
- (4)業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 予算額

金34,100千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

- ア 令和6年度金6,600千円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)
- イ 令和7年度金27,500千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 募集方法
 - ア 公募型(参加資格要件を満たす者に広く企画提案を求める。)とする。本件公募型プロポーザルに参加しようとする者は、参加申込書その他必要書類を6の(1)の場所に、令和6年12月25日(水)午後3時までに、電子メール又はファクシミリにより提出すること。また、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 参加申込書の提出部数は1 部とし、単独企業にあっては様式第1-1 号、共同企業体にあっては様式第1-2 号を提出すること。
 - ウ 共同企業体にあっては、本件業務に係る共同企業体協定書を作成し、参加申込書の提出時に、当該 協定書の副本を1部提出すること(共同企業体協定書(別紙参考様式)を参照のこと。)。
- (7) 実施要領等の交付

本実施要領及び本件公募型プロポーザルに関する書類は、令和6年12月9日(月)から同月25日(水)までの間にインターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課のホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/320292.htm) から入手するものとする。

ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び時間

令和6年12月9日(月)から同月25日(水)までの間(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から午後5時までとする。

イ 交付場所

6の(1)の場所に同じ。

2 参加資格要件

- (1) 単独企業に関する要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 法人格を有していること。
 - ウ 令和6年12月9日(月)から起算して過去5年以内に、国内大手企業(国内の証券取引所に株式を 上場している企業)又は官公庁等から、本件業務と同様のキャンペーン企画・運営業務の受注実績を 有すること。

- エ 令和3年鳥取県告示第457号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その業種区分が次のいずれかに登録されている者であること。
 - (ア) イベント・広告・企画の広告・広報
 - (イ) イベント・広告・企画のイベント企画・運営

なお、本件公募型プロポーザルに参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者 又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1 月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格 者名簿」という。)への登録に関する申請書類を令和6年12月10日(火)正午までに、原則としてと っとり電子申請サービスにより6の(2)の場所に提出すること。この際、本件公募型プロポーザル に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに6の(2)の場所に必ず連 絡すること。

- オ 令和6年12月9日(月)から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項 の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- カ 令和6年12月9日(月)から本件業務の企画提案書の提出期限までの間のいずれの日においても、 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再 生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- キ 本件公募型プロポーザルに係る共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 共同企業体に関する要件
- ア 全ての構成員は、(1)のア、イ及びエからカまでの要件を全て満たしていること。
- イ 構成員の1以上の者が、(1)のウの要件を満たしていること。
- ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- オ 全ての構成員が、本件公募型プロポーザルにおいて参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 名称
 - (ウ) 事業所の所在地
 - (エ) 成立の時期及び解散の時期
 - (オ) 構成員の住所及び名称
 - (カ) 代表者の名称
 - (キ) 代表者の権限
 - (ク) 構成員の出資の割合
 - (ケ) 運営委員会
 - (コ) 構成員の責任
 - (サ) 取引金融機関
 - (シ) 決算
 - (ス) 利益金の配当の割合
 - (セ) 欠損金の負担の割合
 - (ソ) 権利義務の譲渡の制限
 - (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
 - (チ) 構成員の除名
 - (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (テ) 解散後の契約不適合責任
 - (ト) 解散後の著作権
 - (ナ) その他必要な事項

3 審査会の設置

(1) 企画提案書を審査するため、「「とっとり大周遊キャンペーン」企画・運営業務委託プロポーザル審査

会」(以下、「審査会」という。)を設置する。

- (2) 審査会は5名で構成する。
- (3) 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。
- (4) 参加申込者が多数(7者以上)の場合は、書類審査を実施し、プレゼンテーションを行う提案者を決定する。

4 選定方法

プレゼンテーション実施後、「「とっとり大周遊キャンペーン」企画・運営業務委託プロポーザル審査要領」の審査表に示す審査項目について各審査員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法(各審査員の評価採点により付けられた順位をそのまま得点とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法)による採点を行う。最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。

また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。ただし、これらの方法による順位の結果が 異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議 により順位を決定する。

5 評価方法

企画提案書の評価は、2の参加資格要件を満たしている者の中から、次の項目について評価する。

- (1) 企画内容(基本方針、キャンペーン実施案、各種制作物のデザイン案等)
- (2) 業務遂行体制
- (3)類似業務の実績
- (4) 効果測定の方法
- 6 書類の提出先及び問合せ先
- (1) 公募型プロポーザルに関する手続き及び本件業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課 魅力発信担当

電話 0857-26-7270 ファクシミリ 0857-26-8308

電子メール kankou@pref. tottori. lg. jp

(2) 競争入札参加資格者名簿に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 番地

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

7 本件公募型プロポーザルに関する問い合わせの取扱い

本件公募型プロポーザルに関しての質問は、電子メール又はファクシミリにより令和 6年 12 月 25 日 (水) 午後 5 時まで、6 の (1) の場所において受け付ける。質問及び回答は、同月 27 日 (金) 午後 5 時までに逐次インターネットの鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課のホームページで公開する。 (https://www.pref.tottori.lg.jp/320292.htm)

8 企画提案書の作成及び提出

(1)提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、(2)に示す提出書類一式を持参又は郵便等の方法により提出すること。また併せて(2)に示す提出書類一式をPDFファイルに変換したものを、持参、郵便等又はDECO Drive にて提出すること。ただし、郵便等による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書 7部

- (ア) 企画提案書は、A4サイズとする。縦横及びページ数は問わない。
- (イ) 企画提案書には、次の内容を記載すること。なお、企画提案書は企画力を審査するためのもので

あり、記載内容は契約内容を拘束しないものとするが、実現性が担保されるものであること。

- a 本件業務に対する基本的な考え方
- b キャンペーンの手法
- c ポスター等PRツールや特設WEBサイトの内容・デザイン案
- d キャンペーンを盛り上げるための施策の提案等
- e 業務実施体制(組織体制、主要スタッフの類似業務経験が分かるもの)
- f 類似業務の実績(令和6年12月9日(月)から起算して過去5年以内に行った同等程度の類似業務の実績がわかるもの。)
- g 効果測定についての考え方及び方法
- イ 会社概要 7部 (様式及び記載内容は任意とする。)
- ウ 見積書 7部 (押印は不要)
- (ア) 様式は任意とする。
- (イ) 1の(5)に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。
- (3) 提出期限

令和7年1月9日(木)午後5時までとする。また、郵便等による場合も同日時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 提出場所

6の(1)の場所に同じ。

(5) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は原則として返却しない。

- イ 本件公募型プロポーザルへの参加者が提出する書類は鳥取県情報公開条例(平成 12 年鳥取県条例 第2号)第2条第2項に規定する公文書に該当し、開示請求の対象となることがある。
- ウ 提出された書類は本件公募型プロポーザルへの参加者に無断で本件公募型プロポーザル以外の用 途には使用しない。
- 9 プレゼンテーションの実施
- (1) 日時 令和7年1月15日(水) ※時間は別途通知する。
- (2)場所 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁 ※場所は別途通知する
- (3) 実施方法等

同日、別途通知する開始時刻までに受付をすること。

プレゼンテーションは一提案につき 20分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を 15 分間設ける。 なお、参加申込者が多数(7 者以上)の場合には、書類審査にて選抜された者のみプレゼンテーションを実施する。

10 審査結果は、鳥取県輝く鳥取創造本部観光交流局観光戦略課のホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/320292.htm) で公表するとともに、参加者全員に通知する。公表については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみとする。

11 契約に関する事項

(1) 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。 この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のとき は、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の相手方(以下「受託者」という。)は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 暴力団の排除

受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を

解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認め られるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等(受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者 を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、 非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させる こと。
 - (イ)暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上 の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ)暴力団もしくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると 知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

12 その他

(1) 企画提案書の無効

2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案書は、無効とする。

(2) 提案者の失格

提案者のうち審査会の委員に事前に働きかけを行った者については失格とする。

(3)参加費用

本件公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 著作権の取扱い

鳥取県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(5) 個人情報の取扱い

受託者は本件業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては別記「個人情報・死者情報の取扱に係る特記事項」を守らなければならない。

(6) その他

鳥取県議会令和6年 11 月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、本件公募型 プロポーザルを中止し、その旨を参加申込者に通知する。

【参考:本件公募型プロポーザルの実施スケジュール】

令和6年12月9日(月) プロポーザル公募開始

12月10日(火) 競争入札参加資格申請期限(登録がない場合)

12月25日(水) 参加申込書提出期限

12月25日(水) 質問期限

令和7年 1月 9日(木) 企画提案書の提出期限

1月10日(金) プレゼンテーション(審査会)の案内送付 ※予定

1月15日(水) プレゼンテーションの実施

1月16日(木) 以降 審査結果の通知及び契約の締結

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を 侵害することのないよう個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、業務に従事している者又は従事していた者(以下「従事者」という。)が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 (目的外保有・利用の禁止)
- 第3条 乙は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

- 第5条 乙は、業務を第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合、乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者(以下「再委託先」という。)にも遵守させなければならない。この場合において、乙は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

- 第6条 業務に関する甲乙間の個人情報の引渡しは、甲が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。
- 2 乙は、業務を行うために甲から個人情報の引渡しを受けるときは、甲に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報(業務を行うために甲から 引き渡され、又は乙が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならな い。

(安全管理措置)

第8条 乙は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、甲と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用(以下「漏えい等」という。)の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

- 第9条 乙は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに甲に対し報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 甲は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故 に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

- 第10条 乙は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに甲に対し返還し、又は引き渡すものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、甲が別に指示したときは、乙は、業務に おいて利用する個人情報を廃棄(消去を含む。以下同じ。)するものとする。この場合において、乙 は、個人情報の廃棄に際し甲から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録す

るとともに、甲の求めに応じて、当該記録の内容を甲に対し報告しなければならない。 (定期的報告)

第11条 乙は、甲が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

- (監査)
- 第12条 甲は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、 又は確認するため、乙(再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。)に対 して、実地における検査その他の監査を行うことができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

- 第13条 乙の責めに帰すべき事由により、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例 (令和4年鳥取県条例第29号)又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。
- 2 乙又は乙の従事者(再委託先及び再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務 において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、乙は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に 応じなければならない。

(契約解除)

- 第14条 甲は、乙が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の 内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。 (死者情報の取扱い)
- 第15条 乙が業務を行うために死者情報(鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。)を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。
 - (注) 甲は鳥取県、乙は受託者をいう。